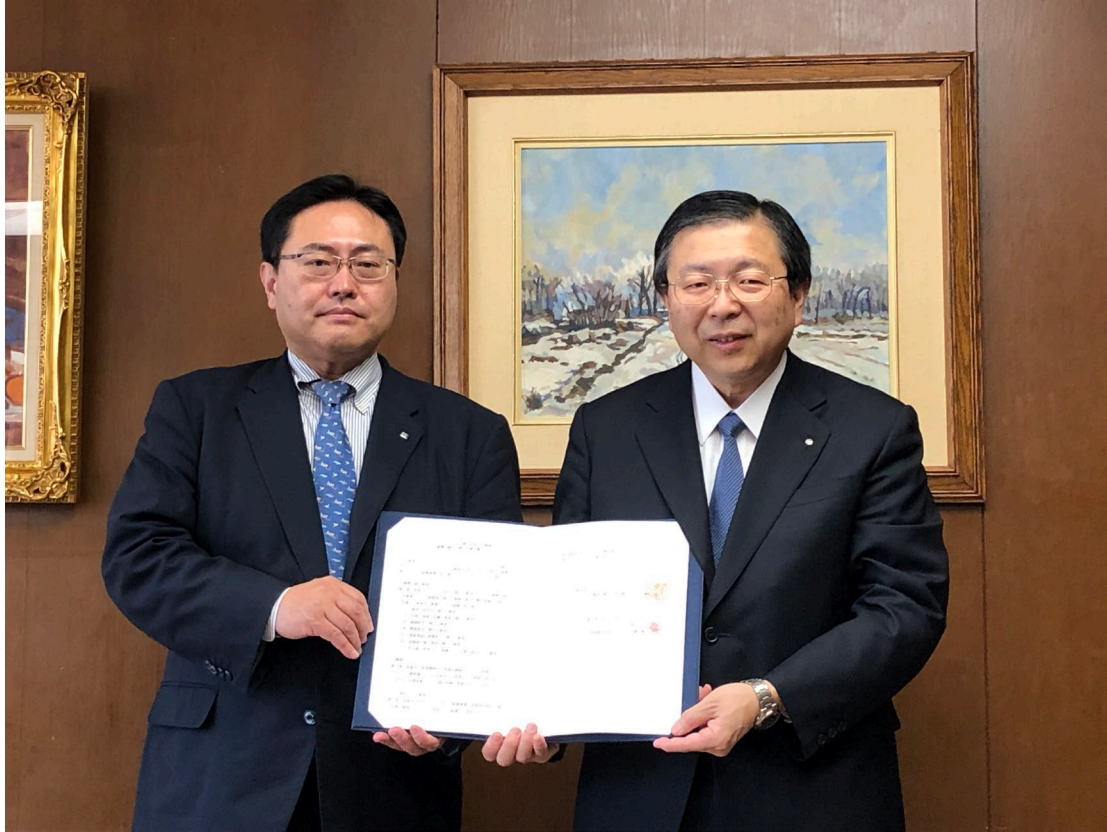


北海道と包括連携協定を締結



北海道 知事室長 平野正明（左）
セイノーホールディングス株式会社 取締役 丸田秀実（右）

北海道とセイノーホールディングス株式会社は、北海道との物流の効率化や女性の多様な活躍、地域防災などの連携・協働を通じて北海道内の経済・社会の活性化と道民サービスの向上を図ることを目的に「包括連携協定」を4月1日付で締結しましたのでお知らせします。

1. 背景

豊かな自然環境と恵まれた食材を多く有する北海道には近年国内外から多くの観光客が訪れています。そうした状況下において、人口減少による税収の鈍化と道政経済の活性化に企業固有のノウハウやネットワークを活用したい北海道と、道内の課題を解決することで地域での存在感を強めたいセイノーホールディングス株式会社の思惑が一致しました。

本協定の締結を契機に、北海道とセイノーホールディングス株式会社の持続可能な取り組みをより活発化することで、道内経済・社会の活性化や道民の皆様への多様なサービスの創出、社会的課題の解決・改善などに取り組んでまいります。

2. 北海道とセイノーホールディングス株式会社の連携・協働の取組内容

(1) 物流の活性化に関する事項

- ・共同輸送やモーダルシフトなどの取組による物流の効率化の推進

(2) 女性の多様な活躍の推進に関する事項

- ・就労を希望する女性の雇用促進への協力
- ・女性活躍推進セミナーへの協力

(3) 地域防災に関する事項

- ・災害時の支援物資の輸送協力や倉庫、運搬機材の提供
- ・行政機関への情報提供の協力
- ・防災訓練への参加

(4) 環境保全に関する事項

- ・環境にやさしい運転（エコ&セーフティドライブ）の実践

(5) 道産食品の消費拡大に関する事項

- ・道の食品認証制度のPRや認証商品の販売促進

(6) 北海道の魅力発信に関する事項

- ・情報発信への協力
- ・物流資材を使った北海道の魅力発信
- ・営業所等における道政広報への協力

(7) その他双方が必要と認める事項

セイノーホールディングス（株）と北海道との包括連携協定の概要



SEINO セイノーホールディングス(株)

- ◆ 北海道内を網羅する輸送ネットワークを通じて、物流の活性化、女性の多様な活躍、地域防災、環境保全など、地域の自治体・道内企業と様々に連携する活動を行い、北海道の活性化に貢献してまいります。



北海道 **北海道**

- ◆ 公共サービスの充実を図っていくため、民間企業のノウハウ、アイデアを提供いただき、官民一体となった協働を積極的に推進。
- ◆ 民間企業等との協働により、将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指す。

連携・協働の取組

物流の活性化に関する事項

- ・ 共同輸送やモーダルシフトなどの取組による物流の効率化の推進

女性の多様な活躍の推進に関する事項

- ・ 就労を希望する女性の雇用促進への協力
- ・ 女性活躍推進セミナーへの協力

地域防災に関する事項

- ・ 災害時の支援物資の輸送協力や倉庫、運搬機材の提供
- ・ 行政機関への情報提供の協力
- ・ 防災訓練への参加

環境保全に関する事項

- ・ 環境にやさしい運転（エコ&セーフティドライブ）の実践

道産食品の消費拡大に関する事項

- ・ 道の食品認証制度のPRや認証商品の販売促進

北海道の魅力発信に関する事項

- ・ 情報発信への協力
- ・ 物流資材を使った北海道の魅力発信
- ・ 営業所等における道政広報への協力

その他双方が必要と認める事項

北海道とセイノーホールディングス株式会社との 連携と協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とセイノーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、北海道の活性化に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- （1）本道における物流の活性化に関する事項
- （2）女性の多様な活躍の推進に関する事項
- （3）地域防災に関する事項
- （4）環境保全に関する事項
- （5）北海道の食品の振興に関する事項
- （6）魅力発信に関する事項
- （7）その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに各者からの特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（この協定にない事項）

第3条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 北 海 道

北海道知事 高 橋 はるみ

乙 住 所 岐阜県大垣市田口町1

セイノーホールディングス株式会社

氏 名 代表取締役社長 田 口 義 隆